

私たちと憲法

日本国憲法は、昭和21（1946）年11月3日に公布され、翌年5月3日に施行され、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」という三大理念から成り立っています。私たちの生活の基本にある日本国憲法について、考えてみませんか。

国民主権

ここに主権が国民に
存することを宣言し、
...

（前文）

国民主権とは、政府は私たち国民の意思により設立され、運営されるということです。

私たちは、私たちの意思により代表者を選び、間接的に、または国民投票によって国家の意思決定を行う権利を持っています。

国家運営の主人公は、私たち一人ひとりであるとの自覚を持って、国政に関心を持って、参加することが大切です。

基本的人権 の尊重

国民は、すべての
基本的人権の享有
を妨げられない。

（第11条）

基本的人権は、人種、国籍、性別などに関係なくすべての人々が生まれながらにして持つ権利です。

基本的人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えています。

私たちが自分らしくいきいきと暮らすために欠かすことのできない権利が基本的人権であり、最大限に尊重しなければなりません。

平和主義

日本国民は、恒久
の平和を念願し、
...

（前文）

第2次世界大戦では多くの尊い生命が失われ、人々の人権が侵害されました。

尊厳ある生命を全うすることのできる社会の実現と維持は、すべての人々の願いです。

私たちは、国際社会と協力し、戦争のない平和な世界の実現に向けて取り組むことが必要です。